

令和6年（2024年）12月6日

西宮市教育委員会
特別支援教育課

令和7年（2025年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げに関する
事業者指名用名簿登録申請について

令和7年（2025年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げについて、事業者選定に参加を希望される方は、以下のとおり「令和7年（2025年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げ事業者指名用名簿登録申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

1 申請期間

令和6年12月11日（水）～12月24日（火）

2 提出方法

・郵送又は持参

郵送の場合は、令和6年12月24日（火）までの消印有効とします。

持参される場合は、平日9時から17時30分（12時から13時を除く）。

3 提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市教育委員会 特別支援教育課（西宮市役所本庁舎6階）

4 登録の有効期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 申請資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに西宮市内に本店（本社）がある場合には、本市の市税に未納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号に掲げるものに該当しないこと。
- (6) 自社で車両を管理していること。
- (7) この事業に使用する車両が法令に違反する改造を行っていない車両であること。
- (8) 次の①又は②の条件を満たす後部リフト付きワゴン車を1台以上所有していること。

- ① ストレッチャー1台とリクライニング式車椅子1台が同時に乗車可能であること。
- ② リクライニング式車椅子が3台乗車可能であること。
- (9) (8)の①又は②の児童生徒に加えて、介助員及び看護師の乗車が可能（補助席は不可）であること。
- (10) 原則として、同一運転手の配置が可能であること。なお、運転手は介護ヘルパー等、福祉関係資格取得者が望ましい。
- (11) 土・日・祝日、西宮支援学校の長期休業日であっても、学校行事等で依頼があった場合運行が可能であること。また、児童生徒の登校日には運休しないこと。
- (12) 車両の故障等により運行に支障が生ずる場合、別に指定する運行時間に遅滞なく代替車を手配できること。
- (13) 西宮市の全域で運行可能であること。

6 契約について

- (1) 参加資格確認後、複数の者を指名し、見積りを依頼します。
- (2) 見積り提出後、本市担当者及び西宮支援学校担当者等による現車確認のうえ、最も適切な条件を提示したものと契約を行います。

7 問い合わせ先

西宮市教育委員会 特別支援教育課 担当 恵後原・東
T E L 0798-35-3897
F A X 0798-22-7019